

総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和7年10月30日

大磯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

資 料

1	改正理由など	1
2	改正概要など	2
3	改正（案）、今後のスケジュール	3

【参考資料】

県内の状況（現状）	4～6
環境審議会（諮問書、答申書）	7～9
大磯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	10～14
使用料・手数料等の見直しに関する基本方針	別紙

美化センター・環境課

大磯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

1 改正理由など

令和2年に策定した「使用料・手数料等の見直しに関する基本方針」において、手数料額は経済状況等を勘案した上で、原則、5年ごとに定期的な見直し検証を行い、必要に応じて改定を行うとの基本的な考え方にに基づき、一般廃棄物の処理手数料の見直しについて、環境審議会へ諮問し、いただいた答申結果を踏まえ、町で政策決定を行い、12月議会定例会において、手数料改定の条例改正を予定しています。

(1) 「使用料・手数料等の見直しに関する基本方針」の概要（令和2年6月）

原則5年ごとに定期的に、料金算定にかかる積算根拠を明らかにした上で、特定の人のために行う事務に要する対価として徴収するとの受益者負担100%を原則とした考えのもと、近隣自治体等との比較や、受益者負担の急激な上昇を抑制する現行額からの1.5倍を上限額とする負担調整措置を設けるなどの検証を行うことで、公平性の確保と受益者負担の適正化を図っていく。

(2) 処理手数料の項目

① 一般廃棄物（ごみ）

搬入料金	事業活動などから排出されるもの	240 円（10kg）
	一般家庭から排出されるもの	110 円（10kg）
収集運搬料金	一般家庭から排出されるもの	160 円（10kg）
	一般家庭から排出される粗大ごみ	530 円（1 個）

② 特定家庭用機器（家電4品目「テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン」）

特定家庭用機器再商品化法に定める料金を支払ったもので、指定引渡し場所へ町が運搬する料金	2,100 円（1 個）
---	--------------

③ 動物の引取り

動物死体処理料金	町が指定する処理施設へ搬入	2,620 円（1 体）
	町が一般家庭から収集運搬して指定する処理施設へ搬入	3,150 円（1 体）

④ し尿処理

定額料金	一般家庭から排出されるもの （世帯割＋人員割）	190 円（1 世帯）
		170 円（1 人）
従量料金	仮設トイレなど定額が不適当と認める場合	8 円（1 回）一般家庭
		11 円（1 回）事業者

⑤ 一般廃棄物・浄化槽清掃の処理業の許可

一般廃棄物処理業	許可申請書の発行	5,000 円（1 件）
浄化槽清掃業	許可申請書の再発行	2,500 円（1 件）

2 改正概要など

環境審議会に手数料の見直しを諮問し、審議会において、町の「使用料・手数料等の見直しに関する基本方針」や、大磯町及び近隣自治体の条例改正の経過や状況、処理経費や処理量から算出される原価などに対する受益者への負担割合、県内自治体の平均額や県内順位の比較など、3回にわたり様々な観点から審議いただき、各項目ごとに改正や据置に関する意見をまとめた答申書を受けました。

(1) 環境審議会からの答申概要

[一般廃棄物（ごみ）処理手数料]

排出者に処理経費や処理量から算出される原価額の応分負担を求めるとなると大きな乖離が生じてしまうため、県内自治体と比較した結果、平均額以下である現行額からの改正が必要であり、搬入料金の**事業系ごみ**は、ごみ処理広域化の枠組みから最も高い平塚市の水準に合わせ改定し、同じく**搬入料金の一般家庭ごみ**は、現行の1.5倍を上限額とする改定が望ましい。

収集運搬料金の一般家庭ごみは、県内で3自治体のみの実施で県内平均を上回っているが、搬入分の改定額により同様に現行額から1.5倍の改定が望ましい。

粗大ごみの収集運搬料金及び特定家庭用機器の運搬料金は、県内平均額や県内順位を踏まえ据置が望ましい。

[動物の引取り手数料]

民間事業者への委託金額や県内平均額を下回っている状況などから、現行の1.5倍を上限額とする改定が望ましく、収集分についても現行と同様に、粗大ごみ収集手数料530円を加算した額の改正が望ましい。

[し尿処理手数料]

一般廃棄物（ごみ）処理手数料と同様に、排出者に処理経費や処理量から算出される原価額の応分負担を求めると大きな乖離が生じてしまうため、県内自治体との比較検討などを行ったが、県内平均額及び県内順位がいずれも平均を上回っていることから据置が望ましい。

[事業許可交付手数料]

県内平均額及び県内順位などを踏まえ、現行額の1.5倍の額の改定が望ましい。



政策会議において、環境審議会からの答申を受け、答申内容に基づき手数料の改正が必要との政策決定したことから、「大磯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の第11条「許可手数料」及び第12条「一般廃棄物処理手数料」の改正を12月議会定例会に提案を予定。

3 改正（案）

内 容			単位	現行	改正 (案)	理論手数料 (原価)	県内 平均	県内 順位	改正（案）の説明
ごみ処理 手数料	搬入料金	事業系	10kg	240円	290円	1, 010円	260円	23/28	県内平均値までの改定を検討した上で、ごみ処理広域化の枠組みの観点から、改定幅を最も高い平塚市と同水準とする。
		一般家庭	10kg	110円	160円		221円	19/21	現行額の1.5倍の額とする。
	収集運搬 料金	一般家庭	10kg	160円	240円	2, 910円	140円	1/3	現行額の1.5倍の額とする。
		粗大ごみ	個	530円	据置		672円	13/27	平均額及び県内順位を踏まえ据置とする。
特定家庭用機器廃棄物運搬料金			個	2, 100円	据置	3, 830円	1, 984円	7/13	県内自治体の平均額を上回っており据置とする。
動物の 引取り 手数料	処理施設へ搬入		体	2, 620円	3, 930円	7, 580円	3, 725円	6/12	民間事業者への委託額及び県内平均額を下回っており、現行額の1.5倍とする。
	一般家庭から収集運搬して処理施設へ搬入		体	3, 150円	4, 460円	11, 060円	5, 075円	6/10	現行と同様に粗大ごみ収集手数料530円を加算した額とする。
許可 手数料	交付 手数料	一般廃棄物	件	5, 000円	7, 500円	8, 650円	7, 760円	16/23	県内平均額及び県内順位などの状況を踏まえ、現行額の1.5倍の額とする。
	再交付 手数料	浄化槽清掃		2, 500円	3, 750円		—	—	再交付手数料は、現行と同様に交付手数料の半額とする。
し尿処理 手数料	定額料金	世帯割	世帯	190円	据置	34, 590円	140円	5/11	県内平均額及び県内順位が平均を上回っており据置とする。
		人数割	人	170円	〃		154円		
	従量料金	一般家庭	ℓ	8円	〃	1, 210円	8. 1円	10/22	
		上記以外	ℓ	11円	〃		9. 5円	6/24	

※ 県内自治体の平均額、順位は政令指定都市や料金体系（項目）が違う市町村や実施していない市町村を除くため分母が異なる。
理論手数料（原価）は、令和6年度のごみ処理費及びし尿処理費の決算額等から算出したもの。
し尿処理手数料の定額料金は、1世帯1人で算出して比較したもの。

今後のスケジュール

令和7年 11月28日 12月議会定例会にて条例の一部改正を提案予定

令和8年 1～2月 広報2月号などにて料金改正を周知

4月1日 改正した手数料の施行

県内の状況(現状)

①ごみ処理手数料

搬入料金(事業系)

	鎌倉市	湯河原町	逗子市	海老名市	座間市	綾瀬市	平塚市	秦野市	伊勢原市	茅ヶ崎市	寒川町	藤沢市	小田原市	厚木市	葉山町	二宮町
kg単価	40円	40円	35円	30円	30円	30円	29円	29円	29円	28円	28円	27円	25円	25円	25円	25円
備考	400円/10kg	400円/10kg	350円/10kg	300円/10kg	300円/10kg	300円/10kg	290円/10kg	290円/10kg	290円/10kg	280円/10kg	280円/10kg	270円/10kg	250円/10kg	25円/kg	250円/10kg	250円/10kg
	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	愛川町	大磯町	南足柄市	真鶴町	箱根町	横須賀市	三浦市		平均		
kg単価	25円	25円	25円	25円	25円	25円	24円	24円	20円	18円	15円	15円		26.0円		
備考	250円/10kg	250円/10kg	250円/10kg	250円/10kg	250円/10kg	250円/10kg	240円/10kg	240円/10kg	20円/1kg	18円/1kg	150円/10kg	15円/1kg				

搬入料金(一般家庭)

[illegible]

收集運搬料金（一般家庭）

	大磯町	大井町	中井町
kg単価	16円	11円	10円
備考	160円/10kg	11円/kg	100円/10kg

収集運搬料金（粗大ごみ）

	南足柄市	中井町	大井町	松田町	小田原市	山北町	開成町	茅ヶ崎市	綾瀬市	秦野市	鎌倉市	逗子市	大磯町	横須賀市	藤沢市	三浦市
単価	1,200円/点	1,100円/個	1,100円/個	1,100円/個	1,000円/点	1,000円/個	1,000円/個	700円/個	700円/個	650円/点	600円/件	600円/個	530円/個	520円/個	500円/個	500円/個
	厚木市	伊勢原市	海老名市	座間市	寒川町	二宮町	箱根町	真鶴町	湯河原町	愛川町	葉山町			平均		
単価	500円/個	500円/個	500円/個	500円/個	500円/個	500円/個	500円/個	500円/個	500円/個	500円/個	350円/個			672円		

参考資料 1

②ごみ処理手数料

特定家庭用機器廃棄物運搬料金（家電４品目運搬手数料）

	平塚市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	開成町	大磯町	伊勢原市	山北町	箱根町	真鶴町	湯河原町	愛川町
金額	2,500円	2,400円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,100円	2,000円	2,000円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
													平均
													1,984円

③動物の引取り手数料（犬猫死体処理手数料）

	平塚市	厚木市	秦野市	伊勢原市	茅ヶ崎市	大磯町	葉山町	藤沢市	小田原市	南足柄市	鎌倉市	山北町
自治体へ搬入	7,500円	7,000円	6,380円	6,380円	4,830円	2,620円	2,600円	2,500円	1,700円	1,200円	1,000円	1,000円
	平塚市	山北町	茅ヶ崎市	二宮町	厚木市	大磯町	小田原市	藤沢市	鎌倉市	三浦市		
自治体が集集運搬	13,000円	8,000円	7,150円	7,150円	7,000円	3,150円	2,300円	1,000円	1,000円	1,000円		
											平均	
											3,725円	

④許可手数料

	藤沢市	平塚市	鎌倉市	小田原市	茅ヶ崎市	秦野市	厚木市	伊勢原市	海老名市	南足柄市	寒川町	愛川町	横須賀市	三浦市	湯河原町	大磯町
一般廃棄物	16,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	8,000円	6,000円	6,000円	5,000円
	逗子市	座間市	綾瀬市	葉山町	箱根町	真鶴町	二宮町									
一般廃棄物	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	3,000円	2,500円	2,000円									
															平均	
															7,760円	

参考資料 2

⑤し尿処理手数料

定額料金（一般家庭）

	南足柄市	箱根町	真鶴町	小田原市	大磯町	寒川町	伊勢原市	座間市	厚木市	海老名市	綾瀬市	平均
世帯割(月)	130円	200円	300円	120円	190円	100円	100円	105円	100円	100円	100円	140円
人員割(人)	280円	200円	100円	260円	170円	150円	130円	105円	100円	100円	100円	154円
計	410円	400円	400円	380円	360円	250円	230円	210円	200円	200円	200円	294円

【参考】人員割のみ（大磯町該当なし）

	平塚市	湯河原町	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	三浦市	秦野市	横須賀市	茅ヶ崎市	愛川町	鎌倉市	平均
人員割(人)	900円	600円	396円	360円	360円	360円	360円	300円	290円	260円	160円	120円	110円	352円
備考	世帯割はなく、人員割のみの自治体													

従量料金（一般家庭）

	清川村	平塚市	南足柄市	大井町	松田町	開成町	山北町	横須賀市	小田原市	大磯町	海老名市	箱根町	三浦市	座間市	綾瀬市	真鶴町	寒川町	二宮町	茅ヶ崎市	鎌倉市	厚木市	愛川町	平均
ℓ単価	20.4円	19円	13円	10円	10円	10円	10円	8.6円	8.6円	8円	6.9円	6円	6円	5.8円	5.6円	5.6円	5円	4.2円	4円	3.6円	3.6円	3.3円	8.1円
備考	204円/10ℓ	190円/10ℓ	130円/10ℓ	360円/36ℓ	360円/36ℓ	360円/36ℓ	360円/36ℓ	310円/36ℓ	310円/36ℓ	400円/50ℓ	250円/36ℓ	6円/1ℓ	6円/1ℓ	105円/月+105円/36ℓ	100円/月+100円/36ℓ	200円/36ℓ	50円/10ℓ	150円/36ℓ	40円/10ℓ	130円/36ℓ	130円/36ℓ	120円/36ℓ	

従量料金（上記以外）「事業系」

	平塚市	清川村	鎌倉市	箱根町	南足柄市	大磯町	中井町	小田原市	大井町	松田町	山北町	開成町	横須賀市	海老名市	秦野市	湯河原町	三浦市	寒川町	二宮町	茅ヶ崎市	伊勢原市	座間市	綾瀬市	愛川町	平均
ℓ単価	29円	20.4円	16.7円	13.9円	13円	11円	11円	10円	10円	10円	10円	10円	9.4円	8円	6.7円	6.7円	6円	5円	4.2円	4円	3.8円	3.5円	3.3円	3.3円	9.5円
備考	290円/10ℓ	204円/10ℓ	600円/36ℓ	500円/36ℓ	130円/10ℓ	11円/1ℓ	396円/36ℓ	360円/36ℓ	360円/36ℓ	360円/36ℓ	360円/36ℓ	360円/36ℓ	340円/36ℓ	400円/50ℓ	280円/42ℓ	240円/36ℓ	6円/1ℓ	50円/10ℓ	150円/36ℓ	40円/10ℓ	140円/36ℓ	126円/36ℓ	120円/36ℓ	120円/36ℓ	

参考資料 3



磯美第12号
令和7年7月11日

大磯町環境審議会 会長 様

大磯町長 池田 東一郎



一般廃棄物処理手数料（ごみ・し尿等）の見直しについて（諮問）

本町は、平塚市及び二宮町との1市2町において、「一般廃棄物処理に係る事務事業の広域化に関する基本協定」を締結し、現在、1市2町それぞれが応分の負担をもって一般廃棄物の広域（相互）処理を行っておりますが、本町では令和2年に策定した「使用料・手数料等の見直しに関する基本方針」において、手数料の額は経済状況等を勘案した上で、原則、5年ごとに定期的な見直し検証を行い、必要に応じて改定を行うとの方針に基づく、一般廃棄物処理手数料の見直しについて、貴審議会に諮問し、意見を求めます。



令和 7 年 10 月 1 日

大磯町長 池田 東一郎 様

大磯町環境審議会 会長 堀 久男

答 申 書

令和 7 年 7 月 11 日付け、磯美第 12 号にて諮問を受けた「一般廃棄物処理手数料（ごみ・し尿等）の見直し」について、当審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

ごみ処理手数料及びし尿処理手数料については、大磯町の「使用料・手数料等の見直しに関する基本方針（以下「基本方針」という。）」において、原則 5 年ごとに定期的な見直し検証を行い、必要に応じ改定を行うとの方針に基づき、処理経費や処理量から算出される原価などに対する負担割合、県内自治体の手数料額を踏まえ、下記及び別表のとおり料金改正が必要であると判断した。

なお、排出者に対する応分負担を求めていく上で、各委員からの提案や意見などは、今後の手数料改定の参考にさせていただくとともに、県内自治体の改定状況などにも注視しながら、手数料の見直しをしていくことを望みます。

記

1. ごみ処理手数料

一般廃棄物（家庭ごみ・事業系ごみ）の搬入料金・収集料金は、処理経費や処理量から算出される原価額などを排出者に応分負担を求めるとなると乖離が大きくなってしまうため、県内自治体との比較により平均額以下の現状から、搬入される廃棄物のうち、家庭ごみについては、「基本方針」で定める現行額の 1.5 倍を上限とし、事業系ごみについては、平均値までの改定を検討した上で、ごみ処理広域化の枠組み（平塚市・大磯町・二宮町）の観点から、改定幅を最も高い平塚市の水準とする改定が望ましいと判断した。

また、収集する家庭ごみについては、県内では 3 自治体と少なく、県内平均額より上回っているが、搬入の改定に伴い、「基本方針」の上限である現行額の 1.5 倍の額の改定が望ましいと判断し、粗大ごみ及び家電の収集運搬手

数料については、県内平均額や県内順位などの状況から据置とすることが望ましいと判断した。

次に、動物（犬猫）の持込手数料は、町は委託事業として民間事業者に依頼している金額及び県内自治体の平均額を下回っていることから、「基本方針」の上限である現行額の 1.5 倍の額にして、収集分については、これに現行と同様に粗大ごみ収集手数料を加算した改正が望ましいと判断した。

次に、事業許可交付手数料は、県内自治体の平均額及び県内順位など状況を踏まえ、「基本方針」の上限である現行額の 1.5 倍の額の改定が望ましいと判断した。

2. し尿処理手数料

し尿処理手数料は、一般廃棄物（家庭ごみ・事業系ごみ）の搬入料金・収集料金と同様に、処理経費や処理量から算出される原価額などを排出者に応分負担を求めるとなると乖離が大きくなってしまいうことから、県内自治体と比較など検討を行ったが、県内自治体の平均額及び県内順位は平均を上回っていることから、据置とすることが望ましいと判断した。

別表

手 数 料 の 内 容			単 位	現行額	改正額
ごみ処理手数料	搬入	事業系	10kg	240 円	290 円
		一般家庭	10kg	110 円	160 円
	収集	一般家庭	10kg	160 円	240 円
		粗大ごみ	個	530 円	据置
	家電	—	個	2,100 円	据置
	犬猫	持込	体	2,620 円	3,930 円
		収集	体	3,150 円	4,460 円
	事業許可 交付手数料	一般廃棄物等	件	5,000 円	7,500 円
		同上(再交付)	件	2,500 円	3,750 円
し尿処理手数料	定額	月額	世帯	190 円	据置
		人員	人	170 円	据置
	従量	一般	ℓ	8 円	据置
		事業	ℓ	11 円	据置

(趣旨)

第1条 この条例は、法令その他に定めがあるもののほか大磯町の廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「浄化槽法」という。）の例による。

(一般廃棄物の処理計画)

第3条 法第6条第1項の規定により町が定める一般廃棄物の処理計画は、町長が収集区域、廃棄物の種類並びに収集又は処分の方法等を定めて告示する。その計画に大きな変更があった場合にもまた同様とする。

(清潔の保持)

第4条 土地又は建物の占有者又は事業者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者等」という。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 建物の占有者等は、建物内を全般にわたって清潔にするため町が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。

3 何人も公園、広場、海水浴場、道路、河川、港湾、その他公共の場所を汚さないようにし、不潔のまま放置されているのを発見した場合は、その旨町長に申出るよう努めなければならない。

(占有者等の協力義務)

第5条 占有者等は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、自ら処分するように努めるとともに、処分できない一般廃棄物については種類ごとに各別の容器に収納し、所定の場所に集める等町の行う収集運搬及び処分の業務に協力しなければならない。

2 占有者等は、一般廃棄物の保管容器に次に掲げる廃棄物を混入してはならない。

(1) 有毒性物質を含むもの

(2) 著しく悪臭を発するもの

(3) 危険性を有するもの

(4) 容積又は重量の著しく大きいもの

(5) 土塊、コンクリート砂片、石等

(6) 前各号に掲げるもののほか町の行う収集運搬又は処分に支障を及ぼすおそれのあるもの

(一般廃棄物の処理の依頼)

第6条 占有者等は、臨時に若しくは継続して一般廃棄物の収集を受けようとするとき又は動物の死体を自ら処理することが困難なときは、町長に届け出なければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造加工販売等に係る製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(廃棄物の投棄の禁止)

第8条 何人も法第6条第1項に規定する区域内又はその地先海面において、廃棄物を捨ててはならない。

(多量の一般廃棄物の範囲)

第9条 法第6条第5項の規定に基づき占有者等に対し収集運搬を命ずることができる多量の一般廃棄物の範囲は、次のとおりとする。

(1) ごみ、燃えがら 1日の平均排出量 50キログラム以上

(2) 粗大ごみ 1日の平均排出量 100キログラム以上

(3) し尿 1日の平均排出量 72リットル以上

(一般廃棄物の収集及び運搬の委託)

第10条 町は、一般廃棄物の収集及び運搬を法第6条第3項の規定に基づき、政令第4条に規定するところにより一般廃棄物処理業者へ委託することができる。

(許可手数料)

第11条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者又は浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者若しくは当該許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとする者は、次の各号に定める手数料を申請又は届出の際に納入しなければならない。

(1) 一般廃棄物処理業許可申請手数料

1件につき 5,000円

(2) 浄化槽清掃業許可申請手数料

1件につき 5,000円

(3) 一般廃棄物処理業許可証再交付申請手数料

1件につき 2,500円

(4) 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料

1件につき 2,500円

(一般廃棄物処理手数料)

第12条 地方自治法第228条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理手数料は、別表に掲げる額とする。

2 前項の手数料の算定の基礎となる数量及び人員は町長の認定するところによる。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第13条 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により生活扶助を受けている者又は町長が特に必要と認めたものに対しては、一般廃棄物処理手数料を減免することができる。

(技術管理者の資格)

第14条 法第21条第3項の規定による条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の17第2号イからチまでに掲げる者

(4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表（第12条関係）

種別	取扱区分		手数料
し尿	定額料金	一般家庭及びこれに準ずるものから排出されるもので、世帯及び人員によるもの	世帯割 1世帯につき 190円 人数割 1人につき 170円
		一般家庭及びこれに準ずるものから排出されるもので従量によるもの	1リットルにつき 8円
	従量料金 (定額によることが不適当と認められるもの)	上記以外のもの	1リットルにつき 11円
動物の死体			町が指定する処理施設へ搬入する場合 1体につき 2,620円 町が収集運搬する場合 1体につき 3,150円
特定家庭用機器廃棄物	運搬料金	特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に定める料金を支払ったもので、かつ、同法に定める指定引取場所へ町が運搬するとき。	1個につき 2,100円
上記以外の一般廃棄物	搬入料金	事業活動及びこれに準ずるものから排出されるもので、町が指定する処理施設へ搬入するとき。	10キログラムにつき 240円
		一般家庭及びこれに準ずるものから排出されるもので、町が指定する処理施設へ搬入するとき。	10キログラムにつき 110円
	収集運搬料金	一般家庭及びこれに準ずるものから排出されるもので、臨時に町が収集運搬するとき。	10キログラムにつき 160円
		一般家庭及びこれに準ずるものから排出される規則で定める粗大ごみで、町が収集運搬するとき。	1個につき 530円

備考

- 1 し尿の手数料を徴収するものについて、月の途中で異動を生じた場合等の取扱いは、次のとおりとする。
イ 月の中で、世帯人員に異動を生じた場合、その月の処理手数料は、当該月の初日（月の中で中途から収集申込みをしたときは、当該申込日の翌月）現在の人数により、徴収するものとする。
- 2 し尿及び動物の死体以外の一般廃棄物の手数料を算出する基礎となる数量が10キログラム未満のとき、又はその数量に10キログラム未満の端数があるときは、その数量を10キログラムとして計算する。

使用料・手数料等の見直しに関する基本方針

令和2年6月

大 磯 町

目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	見直しの対象科目・・・・・・・・	1
3	使用料・手数料の基本的な考え方・・・・・・・・	2
4	使用料算定の基本的な考え方について・・・・・・・・	3
5	手数料算定の基本的な考え方について・・・・・・・・	4
6	受益者負担割合の設定について・・・・・・・・	6
7	見直しによる負担調整措置等について・・・・・・・・	7
8	減免措置基準の統一について・・・・・・・・	8

1 はじめに

町の歳入の根幹をなす町税は、人口減少や少子高齢化により減少傾向で推移していくことが見込まれており、使用料・手数料等（以下「使用料・手数料」という。）による収入についても減少傾向で推移することが想定されています。

「使用料・手数料」については、特定の行政サービスを利用する者が、その受益の範囲内で対価を負担するものであり、「受益者負担の原則」の観点から利用者に適正な負担を求めていく必要があります。

町では、これまでも社会経済情勢を踏まえ、平成 22 年に「使用料・手数料」の一部見直しを図ってきましたが、これらの料金は近隣の地方公共団体との比較や、類似施設との均衡などを主な理由として設定され、利用者に原価（コスト）の負担を求め、徴収するという考え方に必ずしも基づいていませんでした。

そこで、今後も継続的な行政サービスを提供するためには、公共施設に係る維持管理経費の増加や消費税率の引上げなど社会経済情勢の変化を反映することが可能な原価算定方式を基礎とする「使用料・手数料等の見直しに関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、公平性確保と受益者負担の適正化を図る必要があります。

2 見直しの対象科目

（１）見直しの対象となる科目

原則、受益者負担が必要な全ての使用料・手数料を対象とします。

なお、本基本方針の策定により、これまで使用料を設定していなかった施設や手数料を徴収していないサービス等についても、受益者負担の原則に鑑み、徴収の可否を検討し、有料化する場合には、本基本方針に基づき適正な使用料・手数料の設定を行います。

また、現在指定管理者制度を導入している施設の使用料についても、本基本方針に基づき、指定管理者の更新等に合わせて利用料金の上限を見直します。

（２）適用除外

次の項目に該当するものは見直しの対象から除外します。

- ① 法令等により、町が独自に料金設定できない又は別に基準が定められているもの
- ② 土地や建物の財産価値を基準として金額を算定しているもの
- ③ 個別の基準により算定しているものや長期的な管理運営・経営計画の中で料金を算定しているもの

3 使用料・手数料の基本的な考え方

(1) 原価算定方式による料金算定の明確化

受益者に応分の負担を求めるために、使用料・手数料の積算根拠を明らかにし、住民に分かりやすく説明できるようにする必要があるため、料金算定に原価算定方式を適用します。

原価算定に基づく算定料金については、住民の利便性向上及び窓口での料金取扱事務の煩雑性の解消等を勘案し、10・50・100円単位等に調整できるものとします。

なお、原価算定方式を行うことが適当でないものがある場合は、受益者負担の原則を考慮し、適正な方法で原価計算を行います。

(2) 受益者負担割合の設定について

使用料については、算定された原価を行政と受益者とで、どの程度の割合で負担するのかを検討し、施設の性格に応じた受益者の負担割合を設定します。

手数料については、特定の人のために行う事務に要する対価として徴収するものであることから、受益者の負担割合は100%を原則とします。

(3) 見直しによる負担調整措置等について

定期的な見直しによって受益者の負担が急激に上昇する場合は、料金改定に上限を設けるなどの負担調整措置を設けます。

また、必要に応じて近隣自治体等の同等料金と比較を行い、大幅なかい離などがある場合には、調整を行います。

なお、民間において同種のサービスが提供されている場合には、市場価格を考慮した料金設定とします。

(4) 減免対象範囲の標準化・適正化について

使用料・手数料は、政策推進、経済的支援、公益上の必要性等を考慮の上、それぞれ減額・免除規定を定めていますが、受益者負担の徹底と負担の公平性を確保するという大原則の下に、施設及び行政サービス間での減免の基準の統一化を図ります。

(5) 定期的な見直し

使用料・手数料の額については、経済状況、社会動向、行政サービスの内容、公の施設のあり方等を勘案した上で、原則、5年ごとに定期的な見直し検証を行い、必要に応じて改定を行います。

ただし、法令の規定、計画等で改定の周期が定められている場合や社会状況に大きな変化がある場合、施設の運営方法を変更する場合などは、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

また、基本方針については、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

4 使用料算定の基本的な考え方について

受益者に応分の負担を求めるために、使用料の積算根拠を明らかにし、住民に分かりやすく説明できるようにする必要がありますため、料金算定に原価算定方式を適用します。

※使用料とは、行政財産の使用又は公の施設の利用に対する対価です。〈地方自治法第225条〉

（１）経費の算定

原価に算定する経費は、施設の維持管理運営に要する人件費、物件費（需用費、役務費、委託料、備品購入費等）及び固定資産取得価額の合計とします。

（２）原価の計算

①貸室等（ホール・会議室等）の原価算定… 1m^2 ・1時間当たりの原価算定

$$\text{原 価} = 1\text{m}^2 \cdot 1\text{時間当たりの単価}(\ast\text{ア}) \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}$$

(※ア) 1m^2 ・1時間当たりの単価＝

年間経費（人件費(※イ)＋物件費＋固定資産取得価額(※ウ)）÷貸出総面積÷年間貸出可能時間

②個人利用施設（プール等）の原価算定…1人当たりの原価算定

$$\text{原 価} = \frac{\text{年間経費（人件費}(\ast\text{イ})\text{＋物件費＋固定資産取得価額}(\ast\text{ウ}))}{\text{年間施設利用者数}}$$

(※イ) 人件費は、職員の年間給与平均額に当該業務に直接従事する事務量の割合を乗じて算出する。（年間給与平均額及び事務量の割合は事務事業評価における数値を参考とする。）

(※ウ) 「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき整備した固定資産台帳の中から、該当の使用料・手数料に関連する施設の建設（取得）等に要した取得価額を耐用年数で除して算出する。

（３）理論使用料の算定

算出した原価に施設の性質別分類に応じた受益者負担割合を乗じ、理論使用料を算出します。

$$\text{理論使用料} = \text{原 価} \times \text{受益者負担割合（〇〇〇％）}$$

5 手数料算定の基本的な考え方について

受益者に応分の負担を求めるために、手数料の積算根拠を明らかにし、住民に分かりやすく説明できるようにする必要があるため、料金算定に原価算定方式を適用します。

※手数料とは、町の事務で特定の者のためにするものにつき、その役務の対価として徴収するものです。

〈地方自治法第227条〉

(1) 1件当たりの人件費の算定

職員の年間給与平均額を年間労働時間数（処理時間単位に応じて日であれば240日、時間の場合は1,860時間(または111,600分)とする。）で除したものを1分あたりの人件費の単価とします。

$$\boxed{\text{1分あたりの人件費単価}} = \frac{\boxed{\text{人件費（年間給与平均額）}}}{\boxed{\text{年間労働時間数（111,600分）※処理時間単位に應ずる}}}$$

算出した1分あたりの人件費単価に、1件当たりの処理時間(分)を乗じ、1件当たりの人件費を算出します。なお、証明書の交付等の類似事務については、標準処理時間を1件当たり5分とし、個別に設定する場合は試算表において明記します。

$$\boxed{\text{1件当たりの人件費}} = \boxed{\text{1分あたりの人件費単価}} \times \boxed{\text{1件当たりの処理時間（分）}}$$

(2) 1件当たりの物件費の算定

$$\boxed{\text{1件当たりの物件費}} = \frac{\boxed{\text{年間経費（物件費）}}}{\boxed{\text{年間処理件数}}}$$

(3) 理論手数料の算定

手数料については、算定した1件当たりの人件費に1件当たりの物件費を加えたものを原価とし、算出した原価をそのまま理論手数料とします。

※手数料については、特定の人のために行う事務に要する対価として徴収するものであることから、受益者の負担割合は100%を原則とします。

$$\boxed{\text{理論手数料}} = \boxed{\text{原 価}} = \boxed{\text{1件当たりの人件費}} + \boxed{\text{1件当たりの物件費}}$$

参考：行政サービスの原価構成は、次の「原価構成費用項目」のとおりであり、この経費の積み上げにより算定することとします。なお、算定に用いる物件費及び件数等の基礎的な数値は、直近３年間の平均とします。

【原価構成費用項目】

人件費	サービスの提供や施設の維持管理をするため直接従事する職員に要した費用 ※人件費は、職員年間給与平均額をもとに使用料・手数料の算定の基本的な考え方に基づいて算出する。(事務事業評価の際に用いた直近数値を参考とすること。)	
物件費	需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料(ただし、130万円以下のものに限る)など
	役務費	手数料、保険料など
	委託料	施設の運営や維持管理に係る業務の委託料
	使用料及び賃借料	土地、パソコン等のリース料など
	原材料費	施設維持に係るもの
	備品購入費	業務及び施設運営に係るもの(機械、車両、工具等) ※耐用年数に応じて算定
	その他	受益者が負担すべきと考えられる経費
固定資産 取得価額	「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき整備した固定資産台帳の中から、該当の使用料・手数料に関連する施設の建設(取得)等に要した取得価額を耐用年数で除した額 ※用地取得費については、土地は年数の経過により資産価値が減少するものではなく、当該施設が廃止された場合でも町の財産として残ることから、算定上のコストには含めない。 ○固定資産取得価額 ＝ 取得価額÷耐用年数	

6 受益者負担割合の設定について

算定された原価を行政と受益者とで、どの程度の割合で負担するのかを検討し、施設及び行政サービスの性格に応じた受益者負担割合を設定します。

使用料については、施設及び行政サービスの性質に応じて、公費（町）と受益者（利用者）の負担割合を設定します。基本的には市場性（民間による類似サービスの有無）が高い施設は 100%の受益者負担、低い施設は 50%の受益者負担とし、別表の区分を基本に負担割合を決定することとします。

なお、手数料については、特定の人のために行う事務に要する対価として徴収するものであることから、受益者の負担割合は 100%を原則とします。

使用料 受益者負担割合	内 容
0%	・あらゆる住民が必要とし、民間では提供が困難な施設。 ※コストは公費のみで負担する。 （公費負担分100%、受益者負担分0%）
50%	・あらゆる住民が必要とするが、民間でも提供が可能な施設 もしくは人によって必需性が異なるが、民間では提供が困難な施設。 ※コストは受益者と公費で負担する。 （公費負担分50%、受益者負担分50%）
100%	・人によって必需性が異なり、民間でも提供が可能な施設。 ※コストは受益者のみが負担する。 （公費負担分0%、受益者負担分100%）

7 見直しによる負担調整措置等について

使用料・手数料の見直しに当たっては、基本的には受益者の負担が急激に上昇することのないよう、負担調整措置等を設けます。

(1) 現行料金との調整

現行料金とのかい離が大きい場合、定期的な見直しによって受益者の負担が急激に上昇する場合は、料金改定に上限を設けるなどの負担調整措置を設けます。

見直しの結果、現行の額を大きく上回る可能性もありますが、この場合、町では利用者への過度な負担とならないよう、一定の上限を定める負担調整措置を講じることとし、現行の額の **1.5 倍を上限額**とします。

また、算定の結果が現行の額を大きく下回った場合には、**0.5倍を下限額**とします。

なお、今後、基本方針に従って見直しを実施した場合で、算出した料金と現行料金のかい離幅が**±10%の範囲内**については、現行の料金に据え置くこととします。

ただし、消費税率の引上げ等、税制改正が行われた場合にあっては、これを適切に料金に転嫁することとします。また、使用料・手数料を新たに設定する場合にも同様に調整できることとします。

(2) 利用者区分による調整

原則として、町内／町外、大人／小人、個人／団体等の利用者区分に応じて料金の調整を行う場合の割合について、以下を基準とし、施設の設置目的や施設規模、利用者の状況に応じて所管課等において適正に設定することとします。

(ア) 町内／町外の別による利用者区分設定

町外利用者の料金は、町内利用者の料金の**2 倍まで**とする。

(イ) 大人・子ども等による利用者区分設定

大人	高校生	小・中学生 (小人)	幼児	高齢者 (65歳以上)
1.0倍	大人の0.75倍まで	大人の0.5倍まで	大人の0.25倍まで	大人の0.75倍まで

(ウ) 個人／団体（団体割引）による利用者区分設定

団体割引を設定する場合は、個人利用者の料金の**0.8倍まで**とする。

(エ) 営利目的等

営利目的等の場合の使用料は、通常料金の**3 倍まで**とする。

(オ) 時間帯・曜日等による利用区分設定

時間帯・曜日等による利用区分設定については、施設の状況に応じて所管課等において適正に設定することとします。

（３）近隣自治体等の同等料金との調整

原価算定によらず、必要に応じて近隣自治体や類似施設の同等料金と比較を行い、大幅なかい離がある場合には調整を行う必要がある場合も想定されます。

原則、受益者負担とした原価分全額を使用料・手数料の体系の中で適切に転嫁することとしますが、改定後の使用料・手数料が、民間や広域連携に関わる近隣自治体等の同種・類似使用料・手数料に比べ著しく高額となり利用率が低下するような場合や、著しく低額となり民間の営利事業を圧迫する場合など、他の類似の使用料・手数料との均衡を失う場合には、改定額を調整することとします。

なお、均衡を図ることとして調整した使用料・手数料については、引き続き検証を続け、「受益と負担の適正化」の観点から適切に見直しを図ることとします。

（４）算定の例外について

算定の結果と異なる料金を定める必要がある場合は、施設の性格や提供するサービスの内容などの個別の事情も考慮して、別途協議の上、決定します。

８ 減免措置基準の統一について

使用料・手数料については、公の施設や行政サービスごとに、一定の行政目的の達成などのために減免措置が必要な場合があり、現行においても、条例や規則の規定に減免となる場合を定め、減免の取扱いを行っています。

しかしながら、減免措置はあくまで受益者負担の例外であるため、減免の取扱いが際限なく広がり、受益者負担の公平を損なうことがないように、今後はできるだけ共通の対応とするため基準の統一を図ります。

ただし、減免基準の統一が困難な料金については、「負担の公平性」、「施設の設置目的と利用者との関係」などを十分に考慮して、個別に減免の取扱いを定めることとします。

（１）使用料の減額・免除の基準

町が定める使用料の減額・免除の基準は、原則以下のとおりとします。なお、減額措置の適用については、受益者負担と公費負担分を等分することが限度と考え、原則50%とします。

- ① 町、他の地方公共団体又は国が公用のために使用する場合
- ② 町との共催による行事等で使用する場合
- ③ 災害その他緊急を要するやむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用する場合
- ④ その他町長が特別の事由があると認めた場合

（２）手数料の免除の基準

町が定める手数料については、特定の人のために行う事務に要する対価として徴収するものであることから、真にやむを得ないものに限定することとし、大磯町手数料条例に基づき取り扱います。その免除の基準は、原則以下のとおりとします。

- ① 法令等で規定により免除することが定められている場合
- ② 国又は他の地方公共団体において、行政目的に必要な場合
- ③ その他町長が特別の事由があると認めた場合

※なお、手数料の減額については料金の性格上適当でないため、基準は設けません。